四　［略］	
五　認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地（現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合（法第三十条第三項ただし書の規定により認証を行った場合を含む。以下同じ。）を除く。）	
六　法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法	
七・八　［略］	

二　国内登録認証機関が次条第二項に規定する請求を行った場合	一　請求を行った期日及び認証番号	直ちに	請求を取り消す旨の通知を行った日、認証の取消しを行った日又は認証契約が終了した日まで	
	二　請求を行った認証に係る一の項第二欄の第二号から第八号までに掲げる事項			
	三　請求を行った理由			

四　［略］				
五　認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地（現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合（法第十九条第三項ただし書の規定により認証を行った場合を含む。以下同じ。）を除く。）				
六　法第十九条第一項又は第二十条第一項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法				
七・八　［略］				

三　国内登録認証機関が鉱工業品又はその加工技術の認証の全部又は一部を取り消した場合	一　［略］	［略］	［略］	［新設］
	二　取り消した認証に係る一の項第二欄の第二号から第八号までに掲げる事項			
	三　［略］			
四　認証契約が終了した場合	一　［略］	［略］	［略］	［新設］
	二　終了した認証契約に係る一の項第二欄の第二号から第八号までに掲げる事項			

2　前項の公表は、同項の表の第二欄に掲げる内容を国内登録認証機関の認証を行うすべての事務所（外国にある事務所を含む。第二十一条において同じ。）で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行わなければならない。

（違法な表示等に係る措置の基準）

第十五条　［略］

一　［略］

二　認証に係る鉱工業品以外の鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に当該登録認証機関に係る法第三十条第一項若しくは第三十一条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付しているとき。

二　国内登録認証機関が鉱工業品又はその加工技術の認証の全部又は一部を取り消した場合	一　［略］	［略］	［略］	［新設］
	二　取り消した認証に係る被認証者の氏名又は名称及び住所			
	三　取り消した認証に係る一の項第二欄の第三号から第八号までに掲げる事項			
	四　［略］			
三　認証契約が終了した場合	一　［略］	［略］	［略］	［新設］
	二　終了した認証契約に係る被認証者の氏名又は名称及び住所			
	三　終了した認証契約に係る一の項第二欄の第三号から第八号までに掲げる事項			

2　前項の公表は、同項の表の第二欄に掲げる内容を国内登録認証機関の認証を行うすべての事務所（外国にある事務所を含む。第二十一条において同じ。）で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行わなければならない。

（違法な表示等に係る措置の基準）

第十五条　［略］

一　［略］

二　認証に係る鉱工業品以外の鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に当該登録認証機関に係る法第十九条第一項若しくは第二十条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付しているとき。